

## ○ グッドライダー・防犯登録制度の普及の推進について

(令和2年3月18日付け香生企第150号)

グッドライダー・防犯登録（以下「G・防」という）制度は、全国の都道府県二輪車安全普及協会（以下「都道府県二普協」という）が導入しており、平成10年12月30日からは、同協会が保有する「二輪車登録情報」を使用した警察庁情報管理システムによる照会を全国二輪車安全普及協会（以下「全国二普協」という）の協力を得て運用している。

しかしながら、警察内部においてもG・防制度の「登録者情報」を利用した「二輪車の防犯登録番号照会」について十分理解されていない現状にあることから、同制度の周知徹底を図るとともに、加入率を向上させるための施策を実施し、同制度の普及に努められたい。

なお、「グッドライダー・防犯登録制度の普及の推進について（通達）」（平成26年12月25日付け香生企第616号）は廃止する。

### 記

#### 1 G・防制度について

##### (1) 概要

二輪車の使用者等に対する安全教育の徹底を図るとともに、二輪車にかかる犯罪の予防及び盗品等の早期回復に資することを目的として、全国二普協が全国的に統一された方法で実施する防犯登録制度である。

具体的には、ユーザーの申請に基づき、各都道府県二普協において、住所、氏名、車両番号、車体番号、防犯登録番号等の登録者情報を電算入力した後、全国二普協に送付し、全国二普協において一元管理するとともに、当該情報は警察庁に提供され、当該照会に活用される。（別添1参照）

##### (2) 防犯登録の方法

各二輪車販売店において、所定様式の「グッドライダー・防犯登録票」（陸運支局・軽自協・市区町村用、協会用・FAX用、販売店用、お客様用《ユーザーカード》等）を作成し、「グッドライダー・防犯登録ステッカー」を販売した二輪車に貼付する。

##### ア グッドライダー・防犯登録票

販売店用の「グッドライダー・防犯登録票」は、販売店に保管され、古物営業法に規定する帳簿等としても利用可能である。「グッドライダー・防犯登録票（譲渡証明書）」及び「グッドライダー・防犯登録ユーザーカード」（別添2参照）は二輪車の所有者に交付され、二輪車の所有者であることを確認できる書類として利用できる。

##### イ グッドライダー・防犯登録ステッカー

「グッドライダー・防犯登録ステッカー」（別添3参照）は、全国同一形式

(青色)のものであり、新車、中古車での区別はなく、二輪車の型式によって、同ステッカーの貼付箇所が異なるのみである。

同ステッカーの貼付箇所は、次のようになっている。

○スクーター型～ハンドル下部、リアフェンダー、ナンバーステー部等

○オートバイ型～左側フレーム部、リアフェンダー、ナンバーステー部等

また、防犯登録番号は10桁で、上2桁は都道府県ごとに割り振られた固有の番号となっている。

### (3) 登録料

G・防の登録料は有料であり、詳細はG・防取扱販売店へ問い合わせること。

### (4) 有効期間

G・防の有効期間は10年間である。

## 2 G・防制度にかかる照会の概要

### (1) 照会方法等

照会センターに対して、10桁の防犯登録番号から当該二輪車に係る登録者情報が車両照会（G・防照会）として照会できる。

また、車両番号又は車体番号からも同様に原動機付自転車の登録者情報が照会できる。

### (2) 効果

従来、市町に対して行っている原動機付自転車の登録番号による照会が照会センターにおいて24時間行うことができる。

## 3 登録者情報の管理

二輪車の登録者情報の取扱いに関しては、次の事項を遵守することとする。（別添4参照）

### (1) 目的外使用の禁止

二輪車防犯登録情報を二輪車に係る犯罪の予防及び盗品等の早期発見・回復の目的以外に使用しないこと。

### (2) 照会の制限

全国二普協及び都道府県二普協に対し、前記(1)に掲げる目的のための照会は、やむを得ない場合を除き、これを行わないこと。

## 4 G・防制度の警察内部への周知徹底

### (1) 制度の部内への周知

G・防制度について、警察職員全員に周知を図るとともに、特に、二輪車所有者の取扱い機会の多い生活安全、地域、交通、刑事の各部門に勤務する者には、同制度について周知徹底を図る。

### (2) 二輪車取扱い時における防犯登録番号照会の励行

G・防に加入している二輪車所有者には、「グッドライダー・防犯登録票(ユーザーカード)」が交付されているが、警察職員が各種勤務を通じて、二輪車を取扱った場合において、このカードを携帯せず、二輪車の所有者と利用者の関係が判然と

しない場合には、G・防照会を励行する。

(3) 被害届への記載

二輪車の被害届を受理する場合は、G・防登録の有無を確認し、登録がある場合は特徴欄のグッドライダー防犯登録欄に記載する。

5 G・防の加入率を向上させるための施策の実施

(1) 二輪車の取扱いを通じての未加入者に対する働きかけ

各種警察業務を通じて、不審な二輪車や放置された二輪車を発見した場合には、G・防照会により早期に所有者へ確認（返還）することができるなどの利点を教示するなどして、G・防登録の働きかけを行う。

(2) 中古二輪車販売店に対するG・防制度への加入促進

現在、中古二輪車販売店においては、G・防制度を利用している店舗は少なく、また、G・防についての理解も十分でないことが考えられるので、店舗への立入りや各種連絡で立寄ったときは、同制度に加入することで安心して中古二輪車の売買ができることや盗難被害の抑止と被害品の早期回復が図られることなどを教示し、中古二輪車販売店に対し、同制度への加入の働きかけを行う。

(3) 二輪車盗難防止のための広報

香川県二輪車安全普及協会等では、二輪車の盗難防止やG・防加入推進活動に積極的に取り組み、チラシ、ポスター等の作成、配布等の広報啓発活動を推進しているが、各署においても広報資料を作成、提供する場合には、次の事項についても呼び掛けることに配意されたい。

① ハンドルロックを励行する。

② 車両から離れる場合のエンジンキーの抜き取りを励行する。

③ 二輪車カバーをかける。（夜間や長時間駐車する場合には、カバーをかけることで、部品盗対策にもつながる）

④ 二重ロックを徹底する。（ほとんどの二輪車にはハンドルロックがかかるようになっており、これに加えて、車輪へのU字ロック等をかけるなど二重ロックの励行を呼び掛ける）

⑤ 被害に遭った場合には、早期に届け出る。

(4) 関係機関との連携

香川県二輪車安全普及協会、財団法人香川県防犯協会連合会、地区防犯協会及び香川県自転車軽自動車商協同組合等と連携を図り、G・防制度の普及促進に努める。

(別添 省略)